

1. 議事日程

[平成21年第2回安芸高田市議会6月定例会第15日目]

平成21年6月23日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第57号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

15番 金 行 哲 昭 16番 入 本 和 男

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

副 市 長	藤 川 幸 典	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	山 本 数 博	福祉保健部長兼 社会福祉課長	重 本 邦 明
産業振興部長	金 岡 英 雄	建設部長兼 公営企業部長	廣 政 克 行
消 防 長	光 下 正 則	会計管理者	立 田 昭 男
八千代支所長	藤 本 宏 良	高宮支所長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	深 本 正 博	向原支所長	三 上 信 行
総 務 課 長	沖 野 文 雄	行政経営課長	武 岡 隆 文
政策企画課長	竹 本 峰 昭	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	田 丸 孝 二		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	益 田 博 志	事 務 局 次 長	西 原 裕 文
書 記	森 岡 雅 昭	書 記	倉 田 英 治



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において15番
金行哲昭君及び16番 入本和男君を指名いたします。



日程第2 議案第57号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条
例

- 藤井議長 日程第2、議案第57号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例の件について議題といたします。
本件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので委員長の報告
を求めます。14番 青原敏治君。
- 青原文教厚生常任委員長 ご報告申し上げます。

平成21年6月9日付けで本委員会に付託されました、議案第57号「安
芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について審査の結果を、次のとおりご報告申し上げます

付託されました議案第57号について、6月17日、委員会を開催し、
市長、副市長、並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を
行いました。

国民健康保険事業の運営について、執行部から、昨年、後期高齢者制
度の新設という見通しのたてにくい大きな制度改定の中事業運営した
が、20年度の決算見込みを踏まえ21年度の試算を行ったところ、約1
億2千万円の不足を生じることになった。その不足分の穴埋めを、現在の
経済情勢を考慮し、加入者の負担増によらない財源調整を検討したが、
財政調整基金を取り崩すと財政硬直を招くことや、制度改正による交付
金歳入への影響が不明瞭であることなどから、翌年度において大幅な負
担増をお願いすることが想定されたため、本年度、歳入不足額の半分程
度を繰越金等の充当により税率の引き上げ幅を圧縮し、改定することに
至った旨の説明がありました。

委員から、20年度からの後期高齢者医療制度の創設により、国保税
にかかわる影響について質疑があり、執行部から、一番大きく影響ある
のは収納率で、後期高齢者医療制度に該当する方はほとんどが減額世帯
にあたり、また納付していただく確率が非常に高い。その方たちが後期
高齢者医療制度へ移行されるので国保の収納率は少し下がることが予

想されるが、県から特別交付金を受けることの出来る 95%をくだらないように収納率の確保に努めたいとの答弁がありました。

また、滞納繰越が多くあるなかで税率を上げることは、市民に不公平感をあおるのではないかとの質疑があり、執行部から収納率 95%を確保するために、資格証明者を増やすのではなく、分割でも納付してもらいながら短期証明書の交付をするなど毅然とした態度で徴収にあたる旨の答弁がありました。

その他意見として、医療費削減以外に被保険者の税負担を下げる方法はないので、特定検診や保健指導などの充実に加え、市民総ヘルパー構想のなかにも自分自身をヘルプし自分の健康を自分で守るという考えを取り入れ、医療費削減につなげてほしいとの意見がありました。

審議を尽くし、討論・採決を行いました結果、付託を受けました議案第 57 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘された点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、充分反映されますよう要望いたしまして報告いたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。なお、本件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。
これより討論に入ります。

議案第57号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する討論はありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより本件を起立により採択いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議員派遣の件

○藤井議長 日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第156条の規定により、お手元に配布していますとお決定したいと思います。これに異議ありませんか。

16番、入本和男君。

○入本議員 当件につきましてはたいへん安芸高田市におきましても重要案件であり、今回派遣される議員のみなさんにはたいへんご苦勞をおかけすると思います。

このなかでですね、派遣期間の2日間の日程内容と派遣議員さんの決定、また執行部のほうの同行があるのか。その2点についてお伺いするものであります。

○藤井議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時08分 休憩

午前 10時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 再開いたします。

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまのご質問に対してお答えいたします。

先般、全員協でご説明申し上げましたとおり、現在、過疎法という法律が時限立法で今年度末まで、来年の3月で切れようとしています。いま、国県においてはその新過疎法についての議論がなされております。その過疎法の継続は結構なんでございますけど、我が安芸高田市、過疎法のいわゆる特典を受けて新市のまちづくりの影響が非常に大きいので、その指定要件に合うような要望をいっしょにしていきたいんだという旨を、皆さん方に説明したところでございます。

このことについて、行政だけでなしに議会の方々も応援してほしいということで、今回のことになったと思います。人選につきましては議会のほうにお願いしております。お聞きするところによると、総務企画常任委員会を中心に行くんだということを伺っております。詳細につきましては担当課長がご説明申し上げます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 25・26日におきます新過疎法制定に関する国会議員及び総務省等への陳情活動につきましては、具体的な日程等につきましては現在、国会議員秘書等との協議を行っている段階ではございますが、現在のところ25日に衆議院議員会館等による国会議員要望、さらに26日に衆参議員会館等によります国会議員要望、さらに総務省への要望活動ということで、県内選出の国会議員の皆さんのほうに要望活動を行っていく日程の調整を現在しております。

また、随行としては、市長及び政策企画課長の私、担当の河本が随行する予定としております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

他に質疑はありますか。

5番 和田一雄君。

○和田議員 さきほど竹本課長のほうから話しがありましたが、私が聞くのにですね、答弁になってないですよ。そのへんがですね、いまひとつ、じっくり説明をしていただきたい。

- 藤井議長　ただいまの5番 和田一雄君の質疑でございますが、さきほど16番 入本和男君の質問に対し、日程及び随行員の説明がございました。説明不足ということでございましたが、具体的にごございましたら質疑をお願いしたいと思います。
- 5番 和田一雄君。
- 和田議員　それは言われましたが、入本議員の質問に対して説明不足ではないんですかと、これを私が言っているだけで、それで満足ならそれでよろしゅうございます。それをお尋ねしとるわけでございます。よろしく願います。
- 藤井議長　今の質疑に対し答弁を求めます。
- 政策企画課長 竹本峰昭君。
- 竹本政策企画課長　入本議員のご質問は、25・26日における新過疎法制定における具体的な日程の状況及び随行等に伴う職員はどうかというご質問だったと思いますので、それにつきましては、さきほど話しをさせていただきましたように、25日には衆議院議員会館等における国会議員等の要望、さらに26日が衆参議員会館におきます国会議員等の要望、そして午後、総務省等の要望活動を県内選出の国会議員等を中心に、すべての要望活動を行っていく日程の調整をしているところでございます。また、執行部のほうの随行としては、市長、政策企画課の課長であります私、担当の河本でございます。以上です。
- 藤井議長　以上で答弁を終わります。
- 5番 和田一雄君。
- 和田議員　今、意見を聞きましたけどわかりました。わしが言うことは、あなたらが今言われたことと、全部違うんですね。どういうことかということと意見を出したことに対する対応がほとんどできてないということです。これは失礼な言い方ですが、はっきり物を言ってほしい、こういうことです。それで、今、竹本課長が言われたことははっきりわかります。あなたも一生懸命やっている。これはわかります。しかしながら、今の入本議員が言われたことの回答にはなっていないんですよ。それをわかっていたいただきたい。それでよろしいです。私の要望です。ありがとうございました。
- 藤井議長　さきほど16番 入本和男君の質疑に対して答弁があったわけですが、入本議員はご理解いただいて挙手がなかったという判断に私は達しております。引き続き答弁を求めます。
- 副市長 藤川幸典君。
- 藤川副市長　入本議員の質問に対して竹本課長は適切に答弁をしておるとしておりますので、よろしく願います。
- 藤井議長　以上で答弁を終わります。他にございますか。
- 異議なしと認めます。よって本件についてはこれを承認することに決しました。



日程第4 閉会中の継続審査

- 藤井議長 日程第4、閉会中の継続審査を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から所管事務につき閉会中の継続審査の申し出が提出されております。  
本件についてはこれを承認することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

- 藤井議長 異議なしと認めます。よって本件についてはこれを承認することに決しました。  
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成21年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。



10時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員